

## 第2章 ビジョンⅡ

### ～認知症になっても自分らしく暮らせる～

#### 第1節 認知症総合支援事業

平成29（2017）年度から認知症総合支援事業を開始し、認知症となっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域での生活を続けていくために、医療と介護の連携強化や認知症の人及びその家族に対する支援強化を図ってきた。

令和3（2021）年4月1日現在、要介護認定者3,640人の内、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の方は2,078人で約6割だった。令和3（2021）年度の要介護認定新規申請者742人の認定情報を分析すると、介護が必要となった主な原因の1位が認知症で24.7%を占めていた。

このように、認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。そのため、令和元（2019）年には認知症施策推進大綱により、「共生」と「予防」を車の両輪として取りまとめられ、今後は中間評価を踏まえた施策の推進が必要となる。その他、日本認知症官民協議会における取組も踏まえて、官民が連携した認知症施策の取組を推進していく必要がある。更に、令和6（2024）年1月には「地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行された。共生社会の実現の推進という目標に向け、基本的理念や基本的施策（下記）に基づき、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進していく。

##### <認知症施策推進大綱>

- 1 普及啓発・本人発信支援
- 2 認知症の予防
- 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- 5 研究開発・産業促進・国際展開

##### <「地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法」における基本的施策>

- 1 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- 2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 3 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- 4 認知症の人の意思決定支援及び権利利益の保護
- 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 6 相談体制の整備等
- 7 研究等の推進
- 8 認知症の予防等

上記を踏まえ、認知症になってもできる限り地域の良い環境で自分らしく暮らしていくために、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めること、認知症の容態に応じた適切な医療と介護を受けられる体制を構築することを目的とし、以下の様々な施策の普及啓発、相談・支援の体制整備等を実施していく。

## 1. 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人への早期診断及び認知症の人等への早期対応等の初期支援を包括的かつ集中的に行い、自立生活のサポートを行うため、平成29（2017）年11月、高齢者幸福課に認知症初期集中支援チームを1チーム設置し、訪問支援対象者に対し支援を行っている。

また、医療・保健・福祉に携わる関係者から構成される「認知症初期集中支援チーム検討委員会」を設置した。毎年1回検討委員会を開催し、関係機関・団体等と一体的に事業を推進していけるよう努めることとする。

### 【評価指標】 認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援チームによる支援数	基準年度 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1件	1件	1件	1件

## 2. 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、全ての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが連携したネットワークを形成し、効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要である。

このため、認知症の人と医療機関や介護サービス及び地域をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を平成29（2017）年度から高齢者幸福課に1名配置した。その後、相談件数の増加や困難さに対応するため、令和元（2019）年7月から高齢者幸福課内に1名増員、令和5（2023）年度から各地域包括支援センターに1名ずつ配置し、更に認知症ケア向上に取り組んでいる。

認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関等、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパスを作成し、認知症の人やその家族及び医療・介護従事者等への普及を推進する。

### （1）もの忘れ相談の実施

毎月1回、認知症地域支援推進員によるもの忘れ相談を開催し、認知症が心配な人やその家族等の相談に対応している。また、もの忘れ相談について広報や認知症ケアパス等を活用し、普及啓発に努めることとする。

必要に応じ、地域包括支援センターやかかりつけ医、オレンジドクターや認知症疾患医療センター等と連携をし、認知症の人やその家族の支援を進める。

**【評価指標】もの忘れ相談**

	基準年度 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
もの忘れ相談実人数	24人	30人	32人	35人

**(2) 認知症カフェの開催**

認知症の本人とその家族や友人、専門職が集い、認知症の正しい理解や情報交換を行う場として、また、認知症高齢者の家族支援の場として下記の認知症カフェをそれぞれ毎月1回、開催している。

認知症カフェには「もの忘れが多い」など不安を感じるようになった方や認知症との診断を受けた方などが参加されており、家族や地域のボランティアの方々とは落ち着いた時間を過ごしているほか、認知症の方の家族にとっても同じ思いを抱える参加者と意見交換を行える場となっている。

**○大学オレンジカフェ in 大田原**

国際医療福祉大学と協働し、参加者が大学の専門教員に相談ができ、作業療法的プログラムを通じて参加者同士でつながりを持つ集いの場となっている。

**○まちなかオレンジカフェ**

認知症サポーターがチームオレンジとして支援を行いつつ、認知症の本人とその家族の一体的支援を目的として、参加者が話し合いのもと思いを共有し、一緒に楽しむことで、本人の意欲向上や家族の介護負担感の軽減、良好な家族関係の構築・維持を見込んで活動している。地域包括支援センターや認知症地域支援推進員と協力しながら、今後は認知症の人やその家族の意見を取り入れて、認知症の本人、家族が自ら意見を発信できるような場の構築を検討する必要がある。

**【評価指標】認知症カフェ（大学オレンジカフェ in 大田原、まちなかオレンジカフェの合計）**

	基準年度 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ1回当たりの参加者数	9.8人※	20人	23人	26人

※新型コロナウイルス感染症の影響により、計24回中12回の実施であった。

### (3) 介護者への支援

認知症について正しく学び、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを目指すために、介護者同士の交流を目的とした「介護者研修会」を年1回開催する。介護者研修会では、更なる認知症の普及啓発と介護者の思いの共有など、介護者支援のための取組を進める。

その他、介護者（ケアラー）への支援としては、月1回、地域包括支援センター主催で「介護者の会」を開催しているため、市も積極的に協力し介護負担の軽減を図っていく。

#### 【評価指標】 介護者研修会

	基準年度 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護者研修会の開催数	0回※	1回	1回	1回

※令和4年度はコロナ禍で開催中止となったため

### (4) 認知症要配慮高齢者等事前登録制度

認知症により行方不明になるおそれがある高齢者等や家族等の情報を事前に登録し、市と各地域包括支援センター及び大田原警察署で情報を共有しておくことで、登録のある高齢者が行方不明になった際に、早期に発見して保護することを目的として平成30（2018）年7月から開始となった制度である。今後は広報や認知症ケアパス等を活用し、更なる普及啓発に努める。

#### 【評価指標】 認知症要配慮高齢者等事前登録制度

	基準年度 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症要配慮高齢者等事前登録制度登録者数	18人	20人	20人	20人

### (5) 若年性認知症の人への支援

認知症について正しく知ってもらうための普及啓発を行っていく中で、65歳未満で診断される「若年性認知症」があるということを広く知ってもらい、県の若年性認知症支援コーディネーターとともに、本人とその家族等について支援していけるよう努めることとする。また、認知症ケアパス等を活用し、適切な情報提供を行う。

## (6) 研究・認知症の予防等

認知症は未だ発症や進行の仕組みの解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法は十分には確立されていないが、現在、様々な研究がなされているところである。したがって、認知症の予防や診断・治療、ケア等の最新情報を事業に役立てていけるよう情報収集に努めることとする。

## (7) 大田原市における認知症に関する相談窓口

センター名	住所	担当地区
中央地域包括支援センター	浅香3丁目3578-747	大田原地区 紫塚地区 金田地区
西部地域包括支援センター	浅香3丁目3578-747	西原地区 親園地区 野崎地区 佐久山地区
東部地域包括支援センター	黒羽田町848	湯津上地区 黒羽地区 川西地区 両郷地区 須賀川地区
高齢者幸福課地域支援係 (基幹型支援センター)	本町1-4-1	市内全域

## 第2節 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備し、「共生」の地域づくりを推進する。

### 1. 認知症サポーター等の養成 ～認知症を学び、地域で支えよう～

国は、「認知症を理解し、支援する人（認知症サポーター）が地域に数多く存在し、全てのまちが認知症になっても安心して暮らせる地域になっている」ことを到達目標として、「認知症を知り地域をつくる10ヵ年」の構想を平成17（2005）年度からスタートさせ、認知症施策への様々な取組を推進している。その取組の一環として、地域や職域において認知症を理解し、認知症の人等を支援する者を養成する「認知症サポーター等養成事業」が実施されており、全国の認知症サポーターは、令和5（2023）年度6月末時点で約1,400万人以上となっている。

認知症サポーターは、認知症について正しい知識を習得し、認知症の人等を温かく見守り、話を聞く、相談窓口を紹介するなど自分のできる範囲で協力、活動している。

本市でも平成17（2005）年度から、各自治会、企業、小中学校等を中心に認知症サポーター養成講座を開催し、令和5（2023）年10月1日現在で17,318人の認知症サポーターが誕生した。おおよそ高齢者1人に対し認知症サポーター1人の割合で地域における支援の輪が広がっている。今後も各自治会、企業、小中学校に加え、警察署や消防署、商工会等に幅広く呼びかけ、継続的に認知症サポーターを養成し、認知症になっても自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指す。

### 2. 認知症サポーターステップアップ講座の開催

認知症に関する知識について、更なる向上や地域での活躍を希望する認知症サポーターに対し、活動のきっかけづくりとして講座を実施する。また、認知症サポーターステップアップ講座修了者に対して、連絡会を開催し地域で活動をするための支援を行う。

#### 【評価指標】認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーター ステップアップ講座 受講延人数	基準年度 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	32人	42人	52人	62人

### 3. キャラバン・メイトの活動支援

認知症サポーター等養成講座の講師を担うのが「キャラバン・メイト」であり、本市でも、県が主催するキャラバン・メイト養成研修を受講した、市、地域包括支援センター、認知症対応施設等の各職員等104人が登録されている。

なお、本市の取組として、協力体制の強化及びスキルアップを目的としたキャラバン・メイ

ト連絡会を定期的を開催し、継続的な活動を支援している。

また、今後もキャラバン・メイトを継続して育成し、併せて認知症サポーター等養成講座の円滑な実施に努めることとする。

#### 【評価指標】 認知症サポーター養成講座

		基準年度 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーターの人数	受講者数 (単年)	1,334 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人
	受講者数 (累計)	16,129 人	17,500 人	18,800 人	20,100 人

#### 【評価指標】 キャラバン・メイト

	基準年度 (令和4年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
キャラバン・メイト延人数	107 人	110 人	113 人	116 人

## 4. チームオレンジの活動

認知症サポーター等養成講座を受講した認知症サポーターなどがチームを組み、認知症の人やその家族のニーズに合った支援につなげる「チームオレンジ」の活動について、本市では令和5（2023）年度から認知症サポーターステップアップ講座修了者の内、希望するサポーターがまちなかオレンジカフェ内で「チームオレンジ」として活動している。

本市で活動している「チームオレンジ」はチームを組んでいる認知症サポーターのほか、認知症地域支援推進員、地域包括支援センター職員などとともに、認知症の人やその家族がどのような支援を求めているかを引き出し、医療・介護サービス、地域資源などを含めた各種取組につなげられるよう柔軟な対応を目指している。